

超音波診断装置保守業務仕様書

この仕様書は、超音波診断装置保守業務（以下「委託業務」という。）の概要を示すものであって、ここに記載されていない細部の事項については、委託者・受託者が協議し決定する。

1 委託業務の対象機器

超音波診断装置（TUS-AI700E） 一式

2 保守内容

①定期点検

受託者は、システムを良好な状態に保つため年1回専門技術員を派遣し、定期点検表に基づき点検及び調整を実施する。点検時期は、委託者と受託者の協議により決定する。

②オンコール保守

受託者は、システムの故障及び不具合等で委託者から連絡を受けた場合は速やかに対応する。

3 保守の範囲

次の各項にあげるものは、委託業務に含まないものとする。

①天災地変等両者の責に帰することのできない原因により生じた修復作業

②委託者の機器取り扱いの誤りに起因する修復作業。

③対象機器のオーバーホール（システム変更）

④機器仕様変更に伴う改造・組替又は移設に関する据付作業。

⑤保守内容に含まれない項目の保守。

4 負担区分

①保守業務に使用する電力、給水、給湯、ガス等は、委託者の負担とする。

②オンコール保守の出張、作業料は受託者の負担とする。

③定期点検及びオンコール保守に使用した交換部品は受託者の負担とする。

④下記プローブ故障時の交換は受託者の負担とする。なお、下記以外のプローブ故障時の交換は委託者の負担とする

PLT-1005BT/FS 1 式

PLI-1205BX/FS 1 式

PLI-705BX/FS 1 式

⑤ゼリー、ペーパー、心電ケーブル等の消耗品は委託者の負担とする。

5 守秘義務

専門技術員は、職務上知り得た委託者の秘密については、他に漏らしてはならない。

6 報告書の提出

保守作業終了後は、報告書（委託者の認めた様式）を作成し提出すること。緊急点検、修理等を実施した場合も、同様とする。

7 その他

①受託者は、専門技術員に専用の作業服を着用させ、名札を付けるなど他の者と誤解されぬよう配慮すること。

②火気の使用にあたっては、特に注意すること。